

# 身体拘束適正化のための指針 (平成 30 年 基準対応版)

特別養護老人ホーム つばさ  
グループホーム つばさ

## I 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設は、介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具的行為に限らず、行動を制限する目的での行為を「身体拘束」と位置づけ、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、各職員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

## II 身体拘束適正化に向けた委員会、施設内の組織体制

当施設では身体拘束等適正化を図るための委員会として「身体拘束廃止委員会」を設置する。

### 1. 目的

- ① 施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善について検討する。
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続きの確認と解除に向けた検討を行う。
- ③ 身体拘束適正化に関する職員全体への周知を行う。
- ④ 身体拘束適正化に関する研修会の開催について研修内容の確認を行う。
- ⑤ 施設内でのケアの見直しを実施し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

### 2. 委員の構成と役割

身体拘束廃止委員会の委員は、事務・相談室・看護・介護・給食の各事業所から選出する。委員の互選により、委員長を選出する。

### 3. 委員の構成

施設長 事務長 看護課長 看護主任 介護課長 介護主任  
グループホーム管理者 介護支援専門員 相談員主任  
生活相談員 管理栄養士

#### 4. 委員会の開催

- ① 身体拘束を行っている場合は毎月開催とし、行っていない場合は3ヶ月に1回の開催とする。
- ② 生命の保護等の観点から緊急に身体拘束を実施する必要が生じた場合は臨時開催する。多職種協働での委員会を開催できない場合、可能な範囲で多職種の意見を収集したうえで施設長が可否を判断し、実施後速やかに委員会で再検討する。

### III 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当施設のすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

1. 定期的な教育・研修会の開催。(年2回)
2. 新任者に対する身体拘束廃止のための研修会の実施。
3. その他必要な教育・研修会の実施。

### IV 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合において、切迫性・非代替性・一時性の三要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明、同意を得て慎重に行う。また、その状況について経過記録を行い、常に再検討し、要件に該当しなくなつた場合は直ちに解除する。

#### 1. カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束の実施を検討せざるを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会にて拘束による利用者の心身の弊害、拘束をしない場合のリスクについて検討し、切迫性・非代替性・一時性の三要素を確認した上で、方法、場所、時間、期間について確認する。また、廃止に向けた取組みや改善の検討を行い、早期の廃止に努める。

## 2. 利用者本人や家族に対しての説明

- ① 身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるよう努める。
- ② 身体拘束の同意期限を越え、必要とする場合は事前に契約者・家族等に対して行っている内容と継続の必要性、状態等を説明し、同意を得たうえで実施する。

## 3. 記録と再検討

- ① 身体拘束に関する記録は、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかつた理由を記録する。
- ② 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存とする。

## V 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当指針については、入所時に利用者本人・家族に説明し、要望に応じていつでも閲覧することとする。また、身体拘束に関する記録は、対象利用者本人又はその家族からの請求があれば開示する。

## VI その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

当施設においては、介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為に限らず、行動を制限する目的での行為を「身体拘束」と位置づけ、身体拘束を行わないサービスを提供していくために、施設サービス提供に関わる職員全体で共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組んでいく。

## 附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。